

令和4年4月1日から利用料金が改正されます

宜野湾市立総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成24年宜野湾市条例第21号）

※主な改正料金（令和4年4月1日施行）

宜野湾市立野球場										
区分	小・中・高校生		一般		職業チーム					
	1時間につき		1時間につき		午前・午後		1日		17時以降（1時間）	
	3/3 1迄の料金	4/1以降の料金	3/3 1迄の料金	4/1以降の料金	3/3 1迄	4/1以降	3/3 1迄	4/1以降	3/3 1迄	4/1以降
練習の場合	350円	490円	700円	980円	8,400円	10,920円	16,800円	21,840円	2,800円	3,640円
大会又は 興行等の場合 入場料を徴収 しない場合	1試合につき		1試合につき		午前・午後		1日		17時以降（1時間）	
	3/3 1迄の料金	4/1以降の料金	3/3 1迄の料金	4/1以降の料金	3/3 1迄	4/1以降	3/3 1迄	4/1以降	3/3 1迄	4/1以降
	1,120円	1,560円	1,680円	2,350円	8,400円	10,920円	16,800円	21,840円	2,800円	3,640円
	1試合増す毎に		1試合増す毎に							
	560円	780円	840円	1,170円	入場料を徴収する場合、 最高入場料（税込）に100を乗じて得た額に 上欄の利用料金を加算する。					
大会又は 興行等の場合 入場料を徴収 する場合	1試合につき		1試合につき		サブグラウンド					
	3/3 1迄の料金	4/1以降の料金	3/3 1迄の料金	4/1以降の料金	小・中・高校生		一般		職業チーム	
	1,120円	1,560円	1,680円	2,350円	1時間につき		1時間につき		1時間につき	
	1試合増す毎に		1試合増す毎に		200円		400円		1,200円	
	560円		780円		840円		1,170円		会議室（1時間につき/付属施設）	
	3/3 1迄の料金		4/1以降の料金		200円		300円			

※宜野湾市民以外が施設利用する場合は3割増の料金となります（付属施設除く）。

宜野湾海浜公園等指定管理者はごろもPMパートナーズ